

報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 10 日（金）

【照会先】

労働基準部監督課

課 長 嶋田 憲嗣

主任監察官 高岡 拓史

（電話）078-367-9151

兵庫労働局における石綿関連文書の誤廃棄について

石綿関連文書のうち、一部の文書については常用（永年保存）としていますが、今般、その一部が誤って廃棄されていることが確認されましたので、その概要をお知らせします。

文書を誤廃棄したことについて深くお詫びいたしますとともに、今後誤廃棄が生じることのないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 経緯

- 石綿関連文書については、平成 27 年 12 月 18 日付けで、本省から常用（永年保存）とすべき石綿関連文書の範囲が具体的に示されるとともに、誤廃棄が生じることのないよう、常用（永年保存）とする石綿関連文書については、①独立した行政文書ファイルとして編綴すること、②「常用」である旨を標示すること、③専用の棚に保管するなど他の行政文書ファイルと混在しないように注意することとされたところです。
- しかしながら、平成 30 年において、情報公開請求等を端緒に、一部の労働局で常用（永年保存）とすべき行政文書が誤って廃棄されていたことが確認され、本省から改めて各労働局における石綿関連文書（常用であるものに限る）の保存状況を調査するよう指示があり、当局において調査した結果、誤って廃棄されている石綿関連文書があることが確認されました。

2 誤廃棄が確認された石綿関連文書の概要

今回の調査により、平成 27 年度以降に新たに誤廃棄されていることが確認された石綿関連文書（常用であるものに限る）は、下表のとおりです。

文書種類	誤廃棄数
監督復命書	50

3 誤廃棄が生じた原因

平成 27 年に常用（永年保存）とすべき石綿関連文書について、誤廃棄が生じることのないよう本省からなされた指示に基づく対応が全ての関係職員に徹底されず、以下の状況が生じていたことが誤廃棄の原因と考えられます。

- ① 常用（永年保存）とすべき石綿関連文書ファイルに、常用（永年保存）である旨を表示していなかったこと。
- ② 常用（永年保存）とすべき石綿関連文書ファイルを、専用の棚に保管せず他の行政文書ファイルと混在する状態で保存していたこと。
- ③ 行政文書ファイルを廃棄する際に、内容を十分に確認せずに廃棄していたこと。

4 再発防止の徹底

- 常用（永年保存）とすべき石綿関連文書の誤廃棄が二度と生じることのないよう、平成 27 年 12 月 18 日付けの指示に基づく対応が徹底されていることについて、確認した上で、関連する全ての職員に対して、研修等を行うことにより、改めて徹底いたします。